

小田原市役所本庁舎前庭トライアルサウンディング実施要領

■趣旨

小田原市では、公共施設の複合化や統廃合を含めた施設の機能や配置の適正化を図るとともに、公民連携による効率的な施設整備や運営を推進しています。また、市が保有する遊休地など市有財産の有効活用を進めており、「市民に開かれた市庁舎環境整備」に向けて、市役所本庁舎前庭をはじめ、駐車場や空きスペースの利活用を図っていきます。

■目的

市役所本庁舎前庭の効果的な活用方法を探るため、トライアルサウンディングを実施します。「こんなイベントをやってみたいけど場所がない。」「市役所の前庭という環境を活かしてこんなことやってみたい。」といった思いを持つ個人や民間事業者を始めとする様々な方に、前庭を実際に利用していただき、敷地の使い方を確認し、各種事業やイベントのニーズ、採算性等を検証・把握していただきたいと思っています。

このトライアルサウンディングによって、市は、前庭の可能性、本格的な利活用に向けた方向性や与条件の設定の検討材料を把握し、前庭を市民や民間事業者を始めとする全ての利用者にとって利用しやすく、身近で親しみの持てる開かれた場所とすることを目指しています。

市有財産の有効活用

市民に開かれた市庁舎環境整備

前庭トライアルサウンディング



利用者



小田原市

敷地の使い方の確認

イベントのニーズ把握

事業採算性の検証



MAENIWA

利活用の可能性

本格的利活用に向けた方向性

与条件設定の検討材料

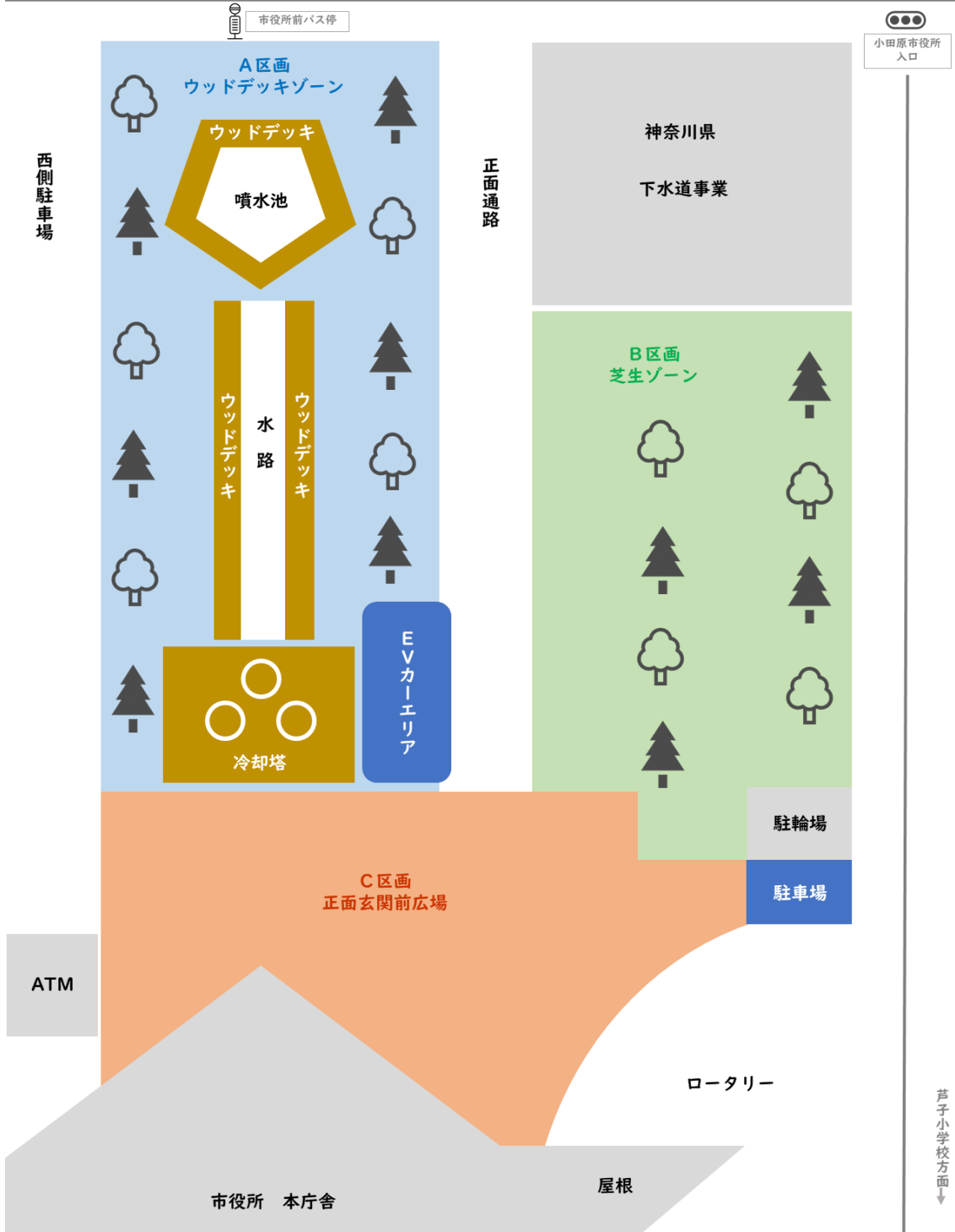
身近で親しみの持てる開かれた場所へ

■対象エリア

小田原市役所本庁舎前庭

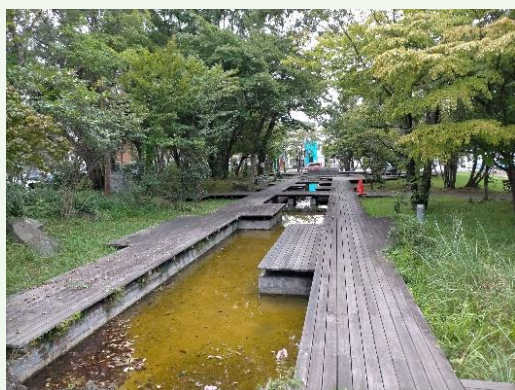
← 小田原駅方面

市立病院方面 →

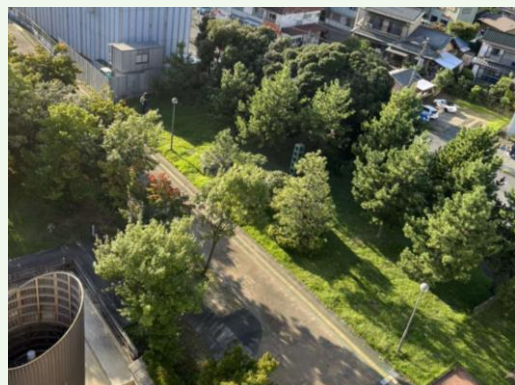


- ・ A区画、B区画、C区画が対象エリアです。
- ・ EVカーエリア、正面歩行者通路、ロータリー、駐車場等は対象外です。

A 区画 ウッドデッキゾーン



B 区画 芝生ゾーン



C 区画 正面玄関前広場



■実施期間と利用可能時間

令和4年11月28日（月）～令和5年3月31日（金）
午前5時～午後9時

■使用料

免除
トライアルサウンディングのため無償でご利用いただけます

■申請者資格

申請内容を主体的に実施できる能力を備えた個人、法人、任意の団体



次の全ての要件に該当することが必要です

- ・ 地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しない者であること
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと
- ・ 民事再生法による再生手続きの申立てをしていない者
- ・ 会社更生法による更生手続きの申立てをしていない者

■利用条件

- ①トライアルサウンディングの目的に資するイベント・事業内容としてください。
- ②本市の財政負担を伴わない申請内容としてください。
- ③トライアルサウンディングの実施状況を SNS 等で発信してください。
ex) #小田原市役所前庭 #MAENIWA



次に該当すると判断されるものは利用できません

- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 宗教的又は政治的な活動に該当するもの
- ・ 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- ・ その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

■申込方法

次の書類を小田原市資産経営課活用係までメールで提出してください。提出された書類は審査やモニタリング等、本制度の運用以外の目的で申請者に無断で使用することはありません。また、提出された書類は返却しません。

- ①行政財産使用許可申請書
- ②利用計画書
- ③誓約書
- ④実績報告書（トライアルサウンディング実施後に提出）

※必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

提出先 資産経営課活用係 [メール shi-katsuyo@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:shi-katsuyo@city.odawara.kanagawa.jp)

募集期間 令和 4 年 11 月 28 日（月）～利用希望日の 2 週間前

■費用負担

申請及びトライアルサウンディングに当たり必要となる一切の費用は全て申請者の負担としますが、利用時の光熱水費についてはご相談ください。

■審査

提出された書類をもとに申請者資格及びトライアルサウンディングの要件を満たしているかを審査します。審査に伴いヒアリングを求める場合があります。審査の結果ご利用いただく方に行政財産使用許可書を交付します。 ※審査には 1 週間程度かかります。

■ トライアルサウンディングの留意事項

- ・庁舎を利用する一般市民の方に対して配慮してください。
- ・トライアルサウンディング期間中は許可書を必ず携行し、申請内容のとおりを実施してください。
- ・実施する内容について、申請者は事前に自らの責任において関係法令等を確認し、実施時は同法令等を遵守してください。
- ・第三者及び市に損害を与えた場合は、その一切の責任は申請者が負うこととします。
- ・ごみは必ず持ち帰ってください。
- ・芝生や樹木、ウッドデッキ等、前庭の資源を傷つける行為は禁止です。
- ・利用者向けにアンケート調査を実施する場合があります。
- ・申請内容とは異なる使用をした場合や災害発生時等は、トライアルサウンディングを中止することがあります。

■ 新型コロナウイルス感染症に関して

- ・トライアル実施時は「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を参考に、感染防止対策に努めてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、トライアルサウンディングを中止する場合があります。

■ お問い合わせ

小田原市資産経営課活用係

〒250-8555 小田原市荻窪 300

TEL0465-33-1331（直通）

✉ shi-katsuyo@city.odawara.kanagawa.jp

